相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草五丁目二番、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目七番三―六〇四号サンシャイン高円寺

被相続人　亡　中尾　興蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

事務所　東京都中央区銀座二丁目二番一七号龍保険ビル六階土居総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　土居　範行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区世田谷二丁目一四六番地、最後の住所東京都世田谷区祖師谷三丁目五一番六号　被相続人　亡　大道　齊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中澤　康介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市浜町二丁目七二六番地、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町湯本三八六番地の三五　被相続人　亡　三上小百合

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号ヤマゼンビル三〇一　成和法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡邊佳代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂西海岸三丁目一番、最後の住所横浜市中区本牧和田三四番一―六〇五号　被相続人　亡　関　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

神奈川県横浜市中区弁天通四丁目五二番地ナインティー横浜六階

相続財産清算人　弁護士　西田　智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区新蒲田二丁目六一番地、最後の住所横浜市旭区上川井町四二六番地サニーヒル横浜　被相続人　亡　岩谷　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

神奈川県横浜市中区弁天通四丁目五二番地ナインティー横浜六階

相続財産清算人　弁護士　西田　智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区青根二九四九番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区原宿三丁目七番二二号　ケアホームさくらI

被相続人　亡　永井麻紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

神奈川県相模原市中央区相模原三丁目八番二六号　サンライズビル四階　弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所相模原支所

相続財産清算人　弁護士　徳田晃一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市尾崎二八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩坂忠二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

新潟県新潟市中央区寄居町三三二番地一八新潟シティビル三階　弁護士法人新潟シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐藤　浩美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区中野二丁目一番地、最後の住所新潟市秋葉区みそら野二丁目七番地八　被相続人　亡　松本　新二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

事務所新潟市中央区上大川前通一番町一五四番地　新潟白山公園ビル二階　もりびと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　堀田　伸吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市中央一丁目七一二番地、最後の住所福井市松本四丁目一八番一一号　被相続人　亡　田中　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

福井市春山一丁目六番二一号北川法律事務所　相続財産清算人　弁護士　牧野　翔太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡富士見町境四〇三九番地、最後の住所長野県諏訪郡富士見町境四〇三九番地　被相続人　亡　平出　熙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

長野県茅野市仲町一六番三二号　トウブビル三階　三井総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三井　智和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市安曇四二八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　筒木東洋男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

長野県松本市大字島内三四八七番地一七塩野悠子法律事務所

相続財産清算人　弁護士　塩野　悠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字岡田松岡二六〇番地、最後の住所長野県松本市大字岡田松岡二六〇番地　被相続人　亡　寺嶋　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月九日

長野県松本市新村五四八番地三六　小川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小川　貴之

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第98回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第98回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和八年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和八年十月九日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　澤田　聡

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　正